

回覧申請期間延長 令和4年11月30日(水)まで

原油価格・物価高騰対策分

益子町緊急経済対策事業者等支援金(第3回)

コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する町内事業者等(販売実績のある農業者を含む)に対し、緊急的な経済対策として予算の範囲内で支援金を交付します。

●対象者

令和4年1月1日現在、益子町内に住所を有し、かつ申請時において事業を営む事業者等(販売実績のある農業者を含む)。法人の場合は本社が町内にあること。

●交付額

事業者あたり 3万円

●必要書類

- (1) 益子町緊急経済対策事業者等支援金(第3回)交付申請書(様式第1号)
- (2) 益子町緊急経済対策事業者等支援金(第3回)請求書(様式第4号)
- (3) 直近の確定申告書等の写し
法人: 法人税申告書の別表1
個人: 令和3年分の所得税申告書の第1表、または令和4年度分住民税申告書の表
* 販売実績のある農業者は、所得税青色申告決算書(農業所得用)または収支内訳書(農業所得用)も添付
- (4) 申請時において事業を営んでいることが証明できる書類
(直近の領収書又は納品書(写)など)
- (5) 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)の写し
法人にあつては、代表者のものとする
- (6) 申請者名義の通帳(表紙と1ページ面)の写し

◆上記に加えて経費が一定以上増加した事業者に対し上乗せ交付があります◆

上記の対象者のうち、令和3年10月から令和4年6月のうち任意の5か月分の燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油など)、光熱費(電気、ガス)及び材料費等*1の合計額(補助対象経費)が、前年同月の経費の合計額と比べて 20万円(税込)以上増加した

町内事業者等(販売実績のある農家含む)で次の条件を全て満たすもの。

- (1)個人事業主の場合は、事業収入が主たる収入であること。
- (2)町税を完納していること。
- (3)補助対象経費について他の公的制度に基づく補助金を受けていない事業者又は今後受ける見込みのない事業者。

●**交付額**

事業者あたり7万円

●**必要書類**

- (1)誓約書(様式第2号)
- (2)完納証明書(町税調査に同意しないとき)

共 通

●**申請期間**

令和4年7月11日(月)から令和4年11月30日(水)まで(当日消印有効)

●**申請手続き**

申請書は町ホームページからダウンロードまたは観光商工課・農政課で配布しています。申請書等にご記入のうえ必要書類を添えて、販売実績のある農家は農政課、それ以外の事業者は観光商工課へご提出ください。

●**お問い合わせ**

〒321-4293 芳賀郡益子町大字益子 2030

益子町役場 観光商工課 ☎0285-72-8845

農政課 ☎0285-72-8853



町ホームページ

*1 材料費等(生産・販売・製品化などの目的のために外部から購入した材料・資材などの物品)

主な例

農業・・・農業用資材(ハウス用資材、マルチ、肥料、農薬等)、農業用機械、飼料など。

建設業・・・工事に使用する木材やセメントなどの材料費など。外注費などは含まない。

製造業・・・原材料のほか、工場消耗品なども含む。

卸売業・小売業・・・商品など仕入れに係る費用など。

宿泊業・飲食業・・・小麦粉、肉野菜などの食材のほか、容器や箸など副資材も含む。